

島田市学校給食  
食物アレルギー対応マニュアル

島田市教育委員会 学校給食課

平成 28 年 7 月

## はじめに

平成 24 年 12 月に、食物アレルギーを有する児童が、学校給食終了後にアナフィラキシーショックの疑いにより亡くなるという事故を受けて、文部科学省が設置した「学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議」が平成 26 年 3 月に報告書をまとめている。

そこには、平成 20 年に公益財団法人日本学校保健会が発行した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づく対応の徹底が必要不可欠であると改めて確認されている。

そして、その中には、学校給食における食物アレルギー対応の基本方針が、次のように記載されている。

学校給食は、必要な栄養をとる手段であるばかりでなく、児童生徒が「食の大切さ」、「食事の楽しさ」を理解するための教材としての役割も担っています。このことは食物アレルギーを有する児童生徒にとっても変わりはありませんので、食物アレルギーを持つ児童生徒が通常の児童生徒と同じような給食を楽しめることを目指すことが重要です。

学校給食が原因となるアレルギー症状を発症させないことを前提として、各学校、調理場の能力や環境に応じて食物アレルギーを有する児童生徒の視点に立ったアレルギー対応給食を提供することを目指して学校給食における食物アレルギー対応を推進することが望まれます。

当市は、この「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、児童生徒の食物アレルギーの症状に応じた対応を定めて取り組んでいくものとする。

## 1 基本的な考え方

### (1) 方針

学校給食では、食物アレルギーの児童生徒も他の児童生徒と同様に、楽しい給食の時間を過ごすことができるように、家庭、学校及び給食センターが十分連携をとり、三者の対応が可能な範囲で、安全かつ確実に食物アレルギーの症状に応じた対応を実施するものとする。

### (2) 島田市学校給食における対応レベル

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に定める段階的目標・作業整備において、当市で取り組む対応は、以下のとおりとする。

レベル1：詳細な献立表対応（各自が除去しながら食べる。）

レベル2：弁当対応（完全弁当対応、又は一部弁当対応）

レベル3：食物アレルギー対応食（除去食）（以下「対応食」という。）の提供

※レベル3であっても、一部弁当対応が必要な場合あり。

## 2 レベル別実施内容

### (1) レベル1

#### ア 対象者

少量の摂取ではアレルギー症状を起こす心配のない軽症者の児童生徒。

#### イ 実施内容

学校給食の原材料を詳細に記入した献立表を配布し、それに基づいて保護者や担任などの指示若しくは児童生徒自身の判断で、学校給食から原因食物を排除しながら食べる。

### (2) レベル2

#### ア 対象者

- ・完全弁当対応：多くの食品にアレルギーを有する児童生徒。
- ・一部弁当対応：対応食対応が困難な料理がある児童生徒。

#### イ 実施内容

- ・完全弁当対応：全ての学校給食に対して弁当を持参する。
- ・一部弁当対応：対応食の対応をしている中で、除去が難しく、対応が困難な料理において、弁当を持参する。

### (3) レベル3

#### ア 対象者

- ・医師により、学校給食における特別な対応が必要であると診断されており、学校生活管理指導表の提出をしている児童生徒。
- ・調理の段階で予め特定の食品を除去しなければ、その料理を食べられない児童生徒。

- ・島田市学校給食食物アレルギー対応検討委員会（以下「検討委員会」という。）により、対応食の提供が必要と認めた児童生徒。

#### イ 実施内容

- ・対応食材は、「乳製品・卵・エビ・カニ・イカ・タコ」の6食材とする。（新）  
「乳・卵」の2食材とする。（旧）
- ・対応食は、除去食（アレルギーの原因となる食品を除いて調理したもの）で提供する。
- ・副食（おかず）を対応する（主食・飲用牛乳は対象外）。
- ・特定の食品を除くことで、料理として成立しない場合は、家庭から代替りのものを持参してもらう。

### 3 対応食の提供方法

#### (1) 決定までの手順

- ア 対応食を希望する児童生徒の保護者は、新学期当初に、学校生活管理指導表、食物アレルギー症状調査及び食物アレルギー対応食実施申請書〈様式1〉を学校へ提出する。
- イ 学校は、保護者から提出された上記書類内容を確認し、とりまとめの上、学校給食課へ送付する。
- ウ 学校給食センター及び学校給食課は、保護者及び学校と面談を行い、アレルギー症状の詳細を聞き取るとともに、対応食の内容と提供方法などを説明する。その際、保護者がそれらを承諾できなければ、申請を取り下げってもらうものとする。
- エ 学校給食課は、検討委員会を開催し、各提供希望者の対応食提供の可否を決定し、通知する。
- オ 学校給食センターは、2学期より対象者へ対応食を提供する。ただし、家庭、学校又は学校給食センターにおいて、安全に提供できる体制等が整っていない場合、実施しないものとする。

#### (2) 審査及び提供等の運用

- ア 検討委員会は、原則として新たに除去食を希望している児童生徒を対象に行うものとする。ただし、継続して除去食を提供予定の児童生徒についても、必要に応じて行う。
- イ 学校生活管理指導表等の必要書類の提出が期限内に行われなかった場合、その年度は原則として対応しない。ただし、転入生については別途対応する。
- ウ 対応可能人数は、島田市立中部学校給食センターにおいて50人を限度とする。ただし、限度内であっても、安全確保のため、対応食品や症状、学校や学校給食センターの状況により対応を変更することがある。
- エ 提供期間中において、保護者が必要書類を提出しない場合やアレルギー症状が見られた場合など、提供が困難と判断した場合、中止するものとする。

#### 4 家庭、学校、学校給食センター及び学校給食課の役割

##### (1) 家庭の役割

児童生徒の食物アレルギーの状況を常に把握するとともに、対応食の提供に必要な次に掲げる事項を確実に行うものとする。

ア 新学期当初に、学校生活管理指導表、食物アレルギー症状調査及び食物アレルギー対応食実施申請書〈様式1〉を学校へ提出する。

イ 児童生徒の体調管理を行い、「今日は何を食べるのか」を児童生徒と一緒に確認する。

ウ 詳細献立表を確認し、毎月、学校給食アレルギー対応選択表を決められた日までに学校へ提出する。

エ 対応食により不足する栄養素を、家庭の食事で補う。

オ アレルギー症状や体調について、学校との連絡を密にとる。

##### (2) 学校の役割

食物アレルギーを持つ児童生徒が、他の児童生徒と同様に楽しい給食の時間を過ごせるような学校環境をつくとともに、対応食が安全に児童生徒へ提供できるようにする。

ア 児童生徒の食物アレルギーの実態把握（管理職、学級担任、養護教諭等）（新）  
（学級担任、養護教諭）（旧）

（ア）学校生活管理指導表、食物アレルギー症状調査及び食物アレルギー対応食実施申請書〈様式1〉を集約する。

（イ）保護者面談を実施し、次に掲げる食物アレルギーの実態や保護者の要望等について把握する。

- ・アレルギーとなる食品
- ・食物アレルギー症状
- ・主治医やかかりつけ医
- ・食物アレルギー症状が出る量及び調理形態

（ウ）把握した情報及び要望について、学校給食センターに提供する。

イ 対応食の提供 （教諭等）（新）  
（学級担任）

（ア）献立内容の確認

（イ）配膳時の注意

（ウ）片付け時の注意

（エ）給食当番の役割確認

食物アレルギー対応指針

（オ）おかわり等を含む喫食時の注意

給食の時間における配慮P30を参考

（カ）その他交流給食などの注意

(キ) 給食時間において、食物アレルギーのある児童生徒の対応食以外の喫食に注意する。

(ア) 対応食を確実に当該児童生徒へ提供する。

(イ) 給食時間において、食物アレルギーのある児童生徒の対応食以外の喫食に注意する。 旧

ウ 学級指導（学級担任）

(ア) 食物アレルギー対応を必要とする児童生徒が楽しい給食時間を過ごせるよう配慮する。

(イ) 食物アレルギーに対する正しい認識を持ち、他の児童生徒にも機会を持って伝える。

エ 研修会等（教務主任、主幹教諭、養護教諭等）

(ア) 教職員が共通の理解が持てるように、食物アレルギーの知識や対応に関する研修会へ職員を派遣したり、研修会を実施したりする。（新）

栄養教諭や養護教諭を講師とした研修会を実施したりする。（旧）

(イ) 養護教諭等は、自校の教職員に食物アレルギーの対応に関する指導を行う。

(ウ) 職員会議等を活用して食物アレルギーを持つ児童生徒の情報を共有する。

オ 緊急対応（管理職、学級担任、養護教諭等）（新）

（教頭、学級担任、養護教諭）（旧）

(ア) 食物アレルギーのある児童生徒の緊急連絡先・主治医を把握する。

(イ) アナフィラキシー及び類似の症状を発症した場合は、校内救急体制に従って対応する。

カ 保護者及び学校給食センターとの連携（管理職、学級担任、養護教諭等）（新）

（教頭、学級担任、養護教諭）（旧）

(ア) 保護者の連絡先を把握する。

(イ) 学校給食センターとの窓口を教頭に一本化し、連携が密にとれるようにする。

ウ) 教頭不在の場合の代理者は、教務主任（主幹教諭）とし、両者とも不在の場合は養護教諭とする。

### (3) 学校給食センターの役割

対象となる児童生徒の食物アレルギーの状況を把握するとともに、対応食の献立作成、調理及び提供を行うものとする。

ア 栄養教諭、学校栄養職員、アレルギー担当栄養士

(ア) 保護者と面談するとき、アレルゲンや症状、家庭での対応食の状況等を把握する。

(イ) 学校給食でどのような対応ができるのかを判断する。

(ウ) 確実に当該児童生徒へ対応食を提供する体制を作る。

(エ) 給食時の指導について、学校へアドバイスをする。

- (オ) 献立作成時に、代表的なアレルゲンができるだけ重複しないように配慮する。
- (カ) 対応食担当調理員に調理指導を行う。
- (キ) 給食センター内全体の作業内容を把握し、アレルゲンの混入を防止する。 追加

イ 調理員

- (ア) 食物アレルギーの正しい知識を持つとともに、食物アレルギー対応食調理を確実に実行する。 (新)  
業務マニュアルを熟知する。 (旧)
- (イ) アレルギー担当栄養士の指示に基づき、的確に調理を行う。

(4) 学校給食課の役割

食物アレルギー対応にかかる方針策定や実施体制の整備、関係者との連携及び検討委員会の開催を行うものとする。

- ア 食物アレルギーに関わる職員等が共通理解を持つように指導する。
- イ 保護者及び学校との連絡を密にし、児童生徒の実態が把握できるようにする。
- ウ 食物アレルギーの知識や対応に関する職員研修を実施する。
- エ 対応食用の調理体制を整えるとともに、食物アレルギー対応食調理業務内容を確立する。 (新)  
食物アレルギー対応食調理業務マニュアルを作成する。 (旧)
- オ 保護者と面談するとき、基本的な考え方等を説明する。
- カ 食物アレルギー対応食実施申請書<様式1>を提出した児童生徒について、学校医、学校代表者、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、市職員等により構成する検討委員会を設置運営する。

(4) 緊急時の対応

関係者は、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」「食物アレルギー対応指針」(追加) 等を参考にアナフィラキシー発生時の対応についての研修を受け、知識を得ておく。

5 学校給食費の取り扱いについて

対応食の学校給食費について、次のとおり取り扱うものとする。

対応食を提供 又は自分で除去	献立によって 弁当の持参	献立に関わらず 弁当の持参	飲用牛乳の中止
徴収する	徴収する	徴収しない	牛乳代金分を返金 する

※対応食の学校給食費は、通常の学校給食費と同額とし、食べない日があっても返金はない。

## 6 その他

対応食にかかる調理や配送・配膳の実施方法については、別に業務手順を定めるものとする。